

医政発 0330 第 91 号

令和 5 年 3 月 31 日

各
〔 都 道 府 県 知 事
保健所設置市長
特 別 区 長 〕 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて（廃止）

医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」（令和 3 年 2 月 8 日付け医政発0208第 5 号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）により示していたところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、五類感染症に位置づける。」、「位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。」とされたところです。

これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日から五類感染症に位置づけられた場合、同日付けで局長通知を廃止することとしましたので、貴管下の医療機関等に対し、本通知の周知徹底をお願いします。

あわせて、局長通知廃止後においても、医療機関の寝具類の洗濯については、引き続き「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 5 年 2 月 15 日付け健政発第 98 号厚生省健康政策局長通知）及び「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日付け指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知）を遵守するよう医療機関等に対し周知徹底をお願いします。

また、本通知の内容は、一般社団法人日本病院寝具協会と協議済みであることを申し添えます。